

モバイル接続サービス 利用規約

2021年4月6日改定

株式会社 エヌ・ティ・ティピー・シーコミュニケーションズ

目次

第1章 総則	3
第1条 (利用規約の適用)	3
第2条 (利用規約の変更)	3
第3条 (用語の定義)	3
第4条 (サービスの種別)	3
第5条 (付加機能)	3
第6条 (サービスの提供区域)	3
第7条 (サービスの提供条件)	3
第8条 (電気通信番号)	4
第9条 (通信時間の測定)	4
第10条 (情報量の測定)	4
第11条 (通信速度等)	4
第12条 (当社設備の維持)	4
第13条 (自営端末機器)	4
第14条 (第三者への委託)	4
第15条 (他社サービスの利用)	4
第16条 (サービスの終了)	5
第2章 契約	5
第17条 (契約の単位)	5
第18条 (最低利用期間)	5
第19条 (契約申込)	5
第20条 (番号ポータビリティ)	5
第21条 (保証金)	6
第22条 (契約の成立)	6
第23条 (サービス内容等の変更)	6
第24条 (契約者情報の変更)	6
第25条 (契約者の地位の承継・譲渡)	7
第26条 (契約者が行う利用契約の解除)	7
第27条 (当社が行う利用契約の解除)	7
第3章 SIMカード	7
第28条 (SIMカード)	7
第29条 (切替)	8
第30条 (電気通信番号の登録等)	8
第31条 (SIMカードの発送・引渡し)	8
第4章 契約者の義務	8
第32条 (利用責任者)	8
第33条 (認証情報の管理)	8
第34条 (提供情報の維持)	9
第35条 (電子メールによる応答義務)	9
第36条 (利用基準の遵守)	9
第37条 (端末機器利用にかかる契約者の義務)	9
第38条 (禁止行為)	9
第6章 サービスの制限	10
第39条 (非常時の利用の制限)	10
第40条 (サービスの制限等)	10
第41条 (児童ポルノ画像のブロック/違法・有害情報利用の制限等)	11
第42条 (提供中止)	11
第43条 (利用停止)	11
第44条 (免責)	12
第7章 料金等	12
第45条 (料金)	12
第46条 (料金等の支払義務)	12
第47条 (工事費の支払義務)	12
第48条 (料金等の計算方法)	12

第 49 条	(他の電気通信事業者の電気通信サービスに関する料金等の回収代行)	13
第 50 条	(料金等の支払方法)	13
第 51 条	(割増金)	13
第 52 条	(延滞損害金)	13
第 53 条	(割増金等の支払方法)	13
第 54 条	(消費税等)	13
第 55 条	(端数処理)	13
第 56 条	(入金案内業務の委託)	13
第 8 章	データ・ソフトウェア等の取り扱い	13
第 57 条	(ソフトウェアの著作権等)	13
第 58 条	(ソフトウェア等の管理)	14
第 59 条	(データの取り扱い)	14
第 60 条	(データの利用)	14
第 61 条	(データの消去)	14
第 9 章	損害賠償	14
第 62 条	(責任の制限)	14
第 63 条	(免責)	15
第 11 章	雑則	15
第 64 条	(発信者番号通知)	15
第 65 条	(位置情報の送付)	15
第 66 条	(国際アウトローミングの利用等)	15
第 67 条	(契約者等の氏名の通知等)	16
第 68 条	(時報サービスおよび天気予報サービス)	16
第 69 条	(電報サービスの利用)	16
第 70 条	(相互接続番号案内)	16
第 71 条	(第三者利用)	16
第 72 条	(利用責任)	16
第 73 条	(お客さま情報の保護)	17
第 74 条	(通信の秘密の非開示)	17
第 75 条	(準拠法・管轄裁判所)	17
第 76 条	(分離可能性)	17
付則		17

第1章 総則

第1条 (利用規約の適用)

株式会社エヌ・ティ・ティピー・シーコミュニケーションズ（以下「当社」といいます。）は、モバイル接続サービス利用規約（以下「利用規約」といいます。）を定め、この利用規約に基づきモバイル接続サービス（以下「本サービス」といいます。）を提供します。

2 契約者は利用規約を遵守して、本サービスを利用するものとします。

3 当社は、利用規約に対して、特定の契約者に対してのみ適用される特約を定めることができるものとします。この場合、特約は、当該契約者に対して利用規約の一部として適用されるものとします。

4 当社は、国際電気通信連合憲章（平成7年条約第2号）、国際電気通信連合条約（平成7年条約第3号）、条約附属国際電気通信規則（平成2年6月郵政省告示第408号）、国際海事衛星機構（インマルサット）に関する条約（昭和54年条約第5号）及び電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）その他の法令の規定によるほか、この利用規約により本サービスを提供します。

第2条 (利用規約の変更)

当社は、利用規約及びそれに付随する仕様書その他の文書（以下「利用規約等」といいます。）を変更することができるものとします。この場合の料金その他の提供条件は、変更後の利用規約等によります。

2 利用規約等の変更にあたっては、当社は当該変更の対象となる契約者に対しその内容を別途定める方法で事前に通知又は周知するものとします。ただし、個々の通知あるいは周知を契約者が認知していない場合であっても、変更後の利用規約が適用されるものとします。

第3条 (用語の定義)

本利用規約で用いられる用語の定義は、別紙1（モバイル接続サービス利用規約用語定義）のとおりとします。

第4条 (サービスの種別)

当社は、本サービスで提供する基本サービスは別紙2（サービスメニューの種類）のとおりとし、その内容は、別紙3料金表に定めるとおりとします。

2 本サービスの詳細は、別途当社が提示する提供仕様等（以下「サービス仕様」といいます。）によるものとします。

第5条 (付加機能)

当社は前項の基本サービスに付随して、付加機能サービスを提供します。付加機能サービスの種類及び提供条件は、別表1 付加機能サービスに定めるとおりとします。ただし、その付加機能の提供が技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その付加機能を提供しないことができるものとします。

2 前項に規定するほか、契約者が利用の都度その利用の意思表示を行うことにより、利用できる付加機能があります。

第6条 (サービスの提供区域)

本サービスの提供区間は、携帯電話事業者の提供区間のとおりとします。本サービスは、接続されている端末機器が提供区間内に在圏する場合に限り行うことができます。ただし、当該提供区間内であっても、屋内、地下駐車場、ビルの陰、トンネル、山間部等電波の伝わりにくい場所では、通信を行うことができない場合があります。

2 前項の場合、契約者は当社に対し、本サービスが利用できないことによるいかなる損害賠償も請求することはできません。

第7条 (サービスの提供条件)

本サービスは、別途当社の定めるサービス（以下、「被接続サービス」といいます。）に付随して提供します。ただし、当社が認めた場合には、本サービス単独での提供も行うことができるものとします。本利用規約の他、被接続サービスの利用規約及び関連する特約等の契約条件も適用されるものとします。

2 本サービスは、携帯電話事業者の定める電気通信サービスの契約約款（以下「卸携帯電話約款」といい、別紙1（卸携帯電話約款一覧）に示します。）に従い提供されるものです。本サービスの内容、品質、技術条件その他の提供条件が卸携帯電話約款の定めに従うものであり、卸携帯電話約款の定めにより、中断、中止、制限、変更、解除、廃止その他の制約を受ける場合のあることを契約者はあらかじめ承諾するものとします。

3 契約者は、当社に対し、卸携帯電話約款の定めにより当社が携帯電話事業者に対して負う義務と同様の義務を負うことを承諾するものとします。

4 前項に定める他、当社は本サービスにおける独自の技術事項をサービス仕様に定めることができるものとします。

5 契約者が、本サービス利用のために使用する電気通信サービス、通信機器、ソフトウェア等は、当社が本サービスの一部として提供するものを除き、契約者の負担と責任で準備するものとします。

第8条 (電気通信番号)

本サービスで付与される電気通信番号は、第20条(番号ポータビリティ)が適用される場合を除き、当社が定めることとします。

2. 当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、電気通信番号を変更することができるものとします。

3. 契約者は、迷惑通信(いたずら、いやがらせその他これに類する通信であって、その通信の着信者が迷惑であると認識するものをいいます。以下おなじとします。)又は間違い通信(現に使用している電気通信番号に対して、反復継続して誤って接続される通信を言います。以下同じとします。)で現に困っている場合に限り、第1項の規定にかかわらず、電気通信番号の変更を請求することができます。

第9条 (通信時間の測定)

本サービスにかかる通信時間の測定方法は、次のとおりとします。

(1) 通信時間は、発信者および着信者双方の契約者回線等を接続して通信できる状態にした時刻(その通信が手動接続通信であって通信の相手を指定したものであるときは、その指定した相手と通信することができる状態にした時刻とします)から起算し、発信者または着信者による通信終了の信号を受けその通信をできない状態にした時刻までの経過時間とし、卸元事業者または携帯電話事業者、当社の機器(協定事業者の機器を含みます)により測定します。

(2) 前号の定めにかかわらず、契約者回線の故障等、通信の発信者または着信者の責めに帰すことのできない事由により通信を一時的に制限されたとき(第40条(サービスの制限等))により通信を一時的に制限された場合は、その制限を通知したときとします)は、協定事業者が別途定める規定による時間を通信時間とします。

第10条 (情報量の測定)

本サービスに係る課金対象パケット(制御信号等のうちデータとみなされるものを含みます。以下同じとします。)の情報量の測定については、卸元事業者または携帯電話事業者、当社の機器(協定事業者の機器を含みます)により測定します。

第11条 (通信速度等)

当社が本サービス上に定める通信速度は、実際の通信速度の上限を示すものではなく、接続状況、契約者が使用するSIMカード、情報通信機器、ネットワーク環境、その他の理由により変化し、通信速度が低下するものであることを、契約者は了承するものとします。

2. 当社は、本サービスにおける通信速度について、いかなる保証も行わないものとします。

3. 契約者は、電波状況等により、本サービスを利用して送受信されたメッセージ、データ、情報等が破損または滅失することがあることを、あらかじめ承諾するものとします。

第12条 (当社設備の維持)

当社は、当社の電気通信設備を事業用電気通信設備規則(昭和60年郵政省令第30号)に適合するよう維持します。

第13条 (自営端末機器)

契約者は、本サービスを利用するために必要となる設備については、契約者が自己の費用と責任において準備および維持するものとします。

2. 契約者は、自営端末機器を、無線設備規則(昭和25年11月30日電波監理委員会規則第18号)並びに当社の定める技術基準および技術的条件に適合するよう維持するものとし、自営端末機器等の本サービスを利用するために必要となる設備が技術基準に適合しない場合、当該設備での本サービスの利用をできないものとします。

3. 当社は、前項の場合において、契約者または第三者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとします。

第14条 (第三者への委託)

当社は、本サービスを提供するにあたり、本サービスの運営(申込受付、提供終了後等の契約上、契約外の手続きを含む)にかかわる業務を当社の指定する第三者に委託することができるものとします。

2. 当社は、前条の規定により委託する委託先に対し、本サービスの運営上必要な範囲に限り、契約者、利用者その他本サービスに関係する者の情報を開示します。

第15条 (他社サービスの利用)

当社は、本サービスの提供に、他社が提供するサービス、アプリケーション等(以下「他社サービス」といいます。)を利用することができるものとします。

2. 前項の利用にあたり、契約者と他社サービスの提供事業者(以下「提供事業者」といいます。)の間で利用許諾等の契約締結が必要な場合には、当社が他社サービス及びその契約条件等を明らかにすることにより、契約者は契約申込時に当該利用条件等を承諾し、当該契約を申し込みしたものとみなします。

3. 他社サービスについて、提供事業者から当社が提供を受ける料金等が改定された場合には、当社は契約者に通知することにより、その変更額と同等の範囲での料金等の変更をすることができるものとします。

4. 契約者は、当社が他社サービスの提供事業者から請求があったときに契約者の氏名、住所その他請求された事項等の契約者の情報を他社サービスの利用に必要な範囲で提供事業者に通知する場合があることについて承諾するものとします。開示先での契約者の情報の取り扱い、他社サービスの提供事業者が定めるとおりと

します。

5 契約者は、当社が料金等の費用の適用又はサービスの提供に当たり必要があるときは、他社サービスの提供事業者から必要な契約者の情報の提供を受けることについて承諾するものとします。

第16条 (サービスの終了)

当社は、本サービスの一部若しくは全部を終了し、又は本サービスの提供仕様、技術要項等（契約者に対して非開示の内容を含む）を変更することができるものとします。

2 当社は、基本サービスの重要な変更又は終了のときは、書面その他の方法をもって該当する基本サービスの契約者に対し、変更又は終了する 3 か月前までに通知します。

3 当社は、オプションサービスの重要な変更又は終了のときは、書面その他の方法をもって該当するオプションサービスの契約者に対し、変更又は終了する 2 か月前までに通知します。

4 当社は、前 2 項に定める場合以外の本サービスの変更を行う場合には、該当する本サービスの契約者に対し、事前に当社の定める方法により通知又は周知します。ただし、契約者に開示されていない提供仕様、技術要項等の変更については、通知又は周知を行わないことができるものとします。

5 前 3 項にかかわらず、卸携帯電話サービス又は本サービスの提供に必要な他社のサービスの提供終了又は仕様変更等により、本サービスの変更又は終了をする場合は、当社がその事実を知った時から速やかに契約者に通知するものとします。

6 当社は、第 2 条（利用規約の変更）に基づき行った利用規約等の変更又は本条に基づき行った本サービスの変更・終了により、本サービスのために契約者が使用する電気通信サービス、通信機器等の変更、改造や契約者による利用方法の変更等のために要する費用は契約者の負担とし、これにより契約者が何らかの損害を被った場合も当社は責任を負いません。

第 2 章 契約

第17条 (契約の単位)

本サービスは、一つの電気通信番号毎に一つの本サービスの提供に関する契約（以下「利用契約」といいます）を締結するものとします。

2. 契約者は、被接続サービスの契約と同一であることとし、それぞれ 1 の契約につき 1 人に限ります。

第18条 (最低利用期間)

本サービスの最低利用期間は、当社が契約者に対し本サービスの提供を開始した日（以下「利用開始日」といいます。）から起算し、その期間は料金表に記載のとおりとします。

2 当社はキャンペーン等により第 1 項に定める期間とは異なる最低利用期間を定めることができるものとします。キャンペーン等での特典適用の場合の最低利用期間は、該当キャンペーンサイト等、当社が特典内容を公開する媒体への記載のとおりとします。

3 最低利用期間が経過する前に契約者が利用契約を解除したとき、その他契約者の責により利用契約が終了した場合には、最低利用期間の残存期間に対応する本サービスに係る料金の全額を当社が指定した期日に一括して支払うものとします。ただし、当社は、その事情を勘案し、支払額の一部若しくは全部の免除、又は支払期限の延期をすることができるものとします。

4 第 1 項に係わらず、被接続サービスの利用契約に最低利用期間、契約期間が定められている場合は、被接続サービスの最低利用期間、契約期間と本サービスの最低利用期間のうち長期間となるものが適用されるものとします。

第19条 (契約申込)

利用契約の申込（以下「利用申込」といいます。）をしようとする者（以下「申込者」といいます。）は、利用規約等を承諾のうえ、被接続サービス利用規約等にて、当社が定める利用申込方法により申込むものとします。

2 契約者（申込者を含む、以下本条において同じ）は、利用申込、サービス利用その他により当社に提供される情報が正確であることが、本サービスの申込、利用の継続及び利用契約の継続のための必須の要件であること、これに対する違反は、本サービスの申込の承諾及び継続的に利用できるか否かにかかわる重大な要件であることを了知することとします。

3 契約者は、利用申込時、サービス利用時その他により当社に提供される情報に個人情報が含まれる場合は、当社に個人情報を提供することについて本人に同意を得るものとします。

4 当社は、申込者に対し、利用申込の内容を確認するため、資料提出を求めることができるものとし、申込者はこれに従うものとします。なお、当社は申込内容の確認ができるまで本サービスの提供を行わず、又は提供を停止することができるものとします。

5 契約者は、本サービスの提供に必要な範囲で、当社が委託先等に契約者の情報を提供することを承諾するものとします。

6 当社は、当社の審査基準に従い、利用申込内容を審査します。

第20条 (番号ポータビリティ)

前条の申込にあたり、番号ポータビリティ（電話番号を変更することなく、携帯電話・PHS等のサービスを受ける電気通信事業者を変更することをいいます。以下同じとします）の適用を希望する場合は、当社指定の方法によりその旨を申し出るものとします。

第21条（保証金）

当社は、第19条（契約申込）第6項に定める審査結果により、保証金を申込者が当社に預け入れることを条件に、利用申込を承諾することができるものとします。なお、保証金の額は、申込者に対する当社の債権総額（将来発生することが合理的に見込まれる額を含む）に基づき、当社が算定することができるものとします。

2 前項の場合、申込者は、当社の指定する期日までに、保証金を当社の指定する方法により預け入れるものとします。申込者が、保証金の預け入れを行わなかった場合には、利用契約は成立しなかったものとみなします。

3 当社は、利用契約が終了した場合、保証金を契約終了後3ヶ月以内に、契約者に利息を付けることなく返還します。

4 当社は、契約者に対し本サービスに関する債権の回収が困難と判断した場合、ただちに保証金を任意に処分し、その代金を任意の順序及び方法により当該契約者の債務の弁済に充当します。当社は、充当を行った場合、ただちに契約者にその旨を通知します。

5 契約者は、前項に定める保証金が債務の弁済に充当された場合、当社の定める期日までに、充当に要した保証金に相当する額を新たな保証金として預け入れるものとします。

6 契約者は、保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又は担保の用に供してはならず、その他一切の処分をすることができないものとします。

7 契約者は、保証金の支払いをもって本サービスに関する債務の支払いを免れることはできないものとします。また、契約者は、保証金の返還請求権をもって本サービスに関するいかなる債務とも相殺を主張できないものとします。

8 当社は、第4項に定める場合以外、保証金を処分致しません。

9 本条の規定は、契約者が利用契約上の債務の履行を怠ると考えられる明白な理由があるときにも適用することができるものとします。

第22条（契約の成立）

当社が利用開始日その他申込の承諾に関する通知を発信した時点で利用契約は成立します。

2 利用申込に係る本サービスの提供は、原則として申込を受け付けた順に行います。ただし、当社に相当な事由がある場合には、その順序を変更することができるものとします。

3 当社は、次の場合には利用申込を拒否できるものとし、オンラインサインアップによる利用申込では、契約の承諾を取り消すことができるものとします。

- (1) 申込者が第43条（利用停止）第1項又は第2項のいずれかに該当するとき、又はそのおそれがあるとき
- (2) 申込者が過去に第43条（利用停止）第1項又は第2項のいずれかに該当したとき、又は、当社の提供する他のサービスで同様の行為を行ったことがあるとき
- (3) 申込者が利用申込書に虚偽の事実を記載したとき（記載された連絡先への通知が未達となる場合を含む）、又は申込内容を確認するための資料が提出されないなど申込内容の確認ができないとき、その他申込者の意思を確認できないとき
- (4) 申込者が指定した支払方法が金融機関等による利用の差し止めなどにより利用できなかったとき
- (5) 申込者が未成年その他制限行為能力者であって保護者の同意を得ていないとき
- (6) 第19条（契約申込）第6項に定める審査の結果、当社の定める審査基準を満たさないとき
- (7) 被接続サービスの利用契約が成立しなかったとき、又は被接続サービスと契約者が異なるとき
- (8) 前各号のほか、技術的に困難なとき又は保守することが困難である等当社の業務遂行上支障があるとき

4 当社が申込を拒否し、又は承諾を取り消した場合には、当社は申込者に対しその旨を通知します。ただし、当該通知が申込者に到達しない場合でも、利用契約は成立せず、また取消は有効なものであるものとします。

第23条（サービス内容等の変更）

契約者が、本サービスの内容の変更を希望する場合は、被接続サービス利用規約等にて、当社が別途定める方法により変更を申込むものとします。なお、変更可能な本サービス内容の範囲は、当社が指定する範囲とします。また、変更申し込みにあたっては、第19条（契約申込）の規定を準用します。

2 当社は、申込者に対し、申込内容の確認のため、資料の提出を求めることができるものとし、契約者はこれに従うものとします。

3 第1項の申込を承諾した場合は、当社は契約者に対しその旨を通知します。

4 第1項の申込があった場合に、当社の定める審査基準を満たさない、又は技術的に困難なとき又は保守することが困難である等当社の業務遂行上支障があるときは、当社は申込を承諾しないことができるものとします。この場合は契約者にその旨を通知します。

5 当社は、本サービスの内容の変更に伴い、電気通信番号を変更することができるものとします。

第24条（契約者情報の変更）

契約者は、当社に登録した情報（以下「契約者情報」といいます。）に変更があったときは、すみやかに登録変更手続きをするものとします。なお、登録内容が変更された場合は、当社は変更された内容を証明する書類

の提出を求めることができるものとし、契約者はこれに従うものとします。

2 契約者が前項に定める登録変更手続きを行わなかったことによる不利益に関して、当社は責任を負いません。

3 当社は、契約者が被接続サービスの利用契約における契約者情報の変更を行ったときは、その変更内容に従い利用契約の契約者情報を変更できるものとします。

第25条 (契約者の地位の承継・譲渡)

契約者である法人が合併又は会社分割などにより、契約者の地位の承継若しくは契約者である個人が死亡した場合又は利用契約を譲渡する場合は、被接続サービスの利用契約とともに被接続サービスの利用規約に定める手続きにより行うものとします。

2 契約者は、前項の場合を除き、利用契約の地位の承継、譲渡を行うことはできません。

第26条 (契約者が行う利用契約の解除)

契約者が利用契約を解除するときは、当社に対し当社が別途定める手続きにより通知するものとします。

2 契約者は前項に定める解除通知において、本サービスの提供終了時点を次のいずれかから選択するものとします。なお、通知された終了時点を変更することはできないものとします。なお、契約者が選択しなかった場合には、(1)を選択したものとみなします。

(1) 解除手続きが完了したときを終了時点とする。

(2) 解除手続きが完了した月の末日を終了時点とする。

3 契約者が番号ポータビリティによる電話番号の転出を申し出た場合は、当社は番号ポータビリティの手続きに必要な番号を発行します。この場合の本サービスの提供終了時点は、他の電気通信事業者への電話番号の転出が完了した日となります。なお、番号ポータビリティの手続きに必要な番号は、発行から15日を経過したときは無効となります。

4 前項の規定は、契約期間が定められている場合は、適用されません。

第27条 (当社が行う利用契約の解除)

当社は、次に挙げる事由があるときは、事前に催告・通知することなく、ただちに、利用契約を解除することができるものとします。

(1) 第43条(利用停止)第1項及び第2項に基づき当社が本サービスの提供を停止した場合、停止の日から14日以内に停止の原因となった事由が解消されないとき

(2) 第43条(利用停止)第1項各号のいずれかの事由があり、本サービスの提供に著しく支障を及ぼすおそれがあると認められるとき

(3) 契約者が指定した支払方法が金融機関等による利用の差し止めなどにより利用できなくなり、それに替わる料金支払方法を当社の定める期間内に届け出ないとき

(4) 契約者と料金支払者が異なる場合で、料金支払者より、料金の支払停止の通告があり、契約者がそれに替わる料金支払方法を当社の定める期間内に届け出ないとき

(5) 利用契約上の債務の履行を怠ると考えられる明白な理由があるとき

(6) 当社が提供する他のサービスで、利用規約違反により契約を解除されたとき

(7) 契約者が携帯電話不正利用防止法の規定に違反したと当社が認めたとき

(8) 本サービスに係る被接続サービスに関する権利の譲渡があった場合であって、利用契約の譲渡の承認の請求がないとき

(9) 本SIMカードの修理若しくは交換に際して、修理若しくは交換対応後、本SIMカードを相当期間受領しないとき

(10) 利用契約の契約者とその被接続サービスを当社と契約を締結している者が同一の者でないことについて、その事実を知ったとき

2 前項の規定により利用契約を解除したときは、当社は契約者に対し契約者が届け出た連絡先の電子メールアドレス(以下「連絡先メールアドレス」といいます。)に解除した旨を通知します。ただし、本通知が契約者に到達しない場合でも本条の措置に何ら影響を与えないものとします。

3 被接続サービス契約が終了した場合には、利用契約は、被接続サービス契約の終了日をもって解除通知があったものとみなします。

4 事由の如何を問わず、利用契約の終了時における提供サービス利用中に係る契約者の一切の債務は、利用契約の終了後でもその債務が履行されるまで消滅しません。

第3章 SIMカード

第28条 (SIMカード)

本サービスの利用には、SIMカードが必要となります。SIMカードは、当社が契約者に1つの利用契約につき1つを貸与するものであり、譲渡するものではありません。

2 契約者は、本SIMカードを善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。

3 契約者は、本SIMカードを第三者に利用させたり、貸与、譲渡、売買等をしてはならないものとします。

4 契約者によるSIMカードの管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等による損害は契約者が負担するも

のとし、当社は一切責任を負わないものとし、また、第三者による SIM カードの使用により発生した料金等については、全て当該 SIM カードの管理責任を負う契約者の負担とします。

5 契約者は、SIM カードが第三者に使用されていることが判明した場合、契約者が直ちに当社にその旨連絡するとともに、当社からの指示がある場合にはこれに従うものとし、

6 契約者の責めに帰すべからざる事由により SIM カードが故障した場合に限り、当社の負担において SIM カードの修理若しくは交換（種別の異なる SIM カードの交換はできないものとし、以下同じとします）をする義務を負います。

7 契約者は、SIM カードに登録されている電気通信番号その他の情報を読み出し、変更または消去してはならないものとし、

8 契約者は、SIM カードに、当社、携帯電話事業者および第三者の業務に支障が生じる変更、毀損等をしないものとし、契約者の責めに帰すべき事由により SIM カードが故障した場合は、その修理若しくは交換の費用は契約者の負担とします。なお、この場合、契約者は、修理若しくは交換のための費用のほか、別途規定する損害金を当社に支払うものとし、

9 契約者は、SIM カードの利用料金を、本サービスの提供料金に含めて当社に対して支払うものとし、

10 契約者が、貸与された SIM カード以外の SIM カードを使用すると、本サービスにおける接続サービスの提供が受けられない場合があると同時に、当社および携帯電話事業者の通信設備に不具合が生じる場合があります。契約者が、貸与された SIM カード以外の SIM カードを使用したことに起因して、当社、携帯電話事業者および第三者に生じた一切の損害については当該契約者が賠償の責任を負うものとし、

11 契約者は、本契約終了後、当社が定める期日までに本 SIM カードを当社に返却するものとし、当該期日までに返却がなかった場合および破損した場合、別途規定する損害金を当社に支払うものとし、

第29条（切替）

契約者は、当社が別途定める手続きに従い、SIM カードの切替（種別の異なる SIM カードへの切替とします。以下同じとします）の申込を行うことができるものとし、

2 SIM カードの切替に際して、契約者又はその代理人が切替後の SIM カードを受領しない場合、弊社は、契約者又はその代理人が受領しなかったことを確認した時点をもって、当該 SIM カードの切替申込を取り消すことができるものとし、

第30条（電気通信番号の登録等）

当社は、次の場合には、回線交換サービスの提供を受ける契約者の SIM カードについて電気通信番号その他の情報の登録、変更または消去（以下「電気通信番号の登録等」といいます）を行います。

（1）SIM カードを貸与するとき

（2）その他 SIM カードの貸与を受けている契約者から電気通信番号の登録等を要する請求があったとき

（3）その他本規約の規定により電気通信番号を変更する場合

第31条（SIM カードの発送・引渡し）

利用契約を承諾した場合には、当社は、SIM カードを利用契約で定める場所（以下「納品場所」といいます）へ配送するものとし、

2 当社は、契約者が発注した SIM カードを納品場所に送付し、納品場所の契約者又はその代理人がこれを受領することにより SIM カードの引き渡しを行うものとし、

3 当社が、SIM カードの引き渡しをしたときは、契約者又はその代理人は、直ちに検査を行うものとし、その結果に誤過納が発見された場合には、当社に通知するものとし、

4 前項に定める通知がない場合は、引き渡しをもって検収が完了したものとみなします。

5 契約者は、引渡し後に、SIM カードについて滅失、毀損、盗難、紛失、その他の事故等が発生したときは、その一切の責任を負担するものとし、

6 本サービスの提供料金の課金起算日は、他に定めのない限り、SIM カードを引き渡した日とします。

第4章 契約者の義務

第32条（利用責任者）

本サービスの利用にあたり、契約者はあらかじめ利用責任者を選任し、その連絡先（住所、電話番号及び電子メールアドレスその他当社が指定する事項）を当社の指定する方法で届け出るものとし、利用責任者が交代したとき、又は連絡先に変更があった場合はただちに当社の指定する方法で届け出るものとし、届け出されていない、又は届出内容が誤っている等により、当社が契約者と連絡が取れないことによって引き起こされる損害に対して、当社は責任を負いません。

2 当社は、当社から契約者に対する通知を利用責任者に対して行うことができるものとし、利用責任者に行った通知は、契約者に通知したものとみなします。

3 前項のほか、利用責任者は当社との連絡、協議の任にあたるとともに、利用規約等に基づく本サービスの利用適正化を図るものとし、

第33条（認証情報の管理）

契約者は本サービスにて提供されるアカウント、パスワードその他認証にかかわる情報等（以下「認証情報」といいます。）を厳重に管理するものとし、これらの不正使用により当社あるいは第三者に損害を与えることのないように万全の措置を講じるものとします。

2 正しい認証情報を用いて行われる申込、届出、サービスの利用は、契約者又は契約者から正当に権限を付与されたものによるものと推定し、不正アクセスによる場合を除き、契約者が行った行為とみなします。

3 契約者は、認証情報が第三者によって不正に使用されたことが判明した場合には、直ちに当社にその旨を連絡するものとします。

4 当社は、認証情報の漏洩、不正使用などから生じたいかなる損害についても、当社に故意又は重大な過失がある場合を除き、責任を負いません。

5 当社は、認証情報の漏洩等により、不正使用が発生し、また発生するおそれがある場合は、強制的にパスワード等を変更することができるものとします。パスワード等を変更したときは、当社は契約者に対しその旨を通知します。

第34条（提供情報の維持）

契約者は、本サービス利用のために当社に提供した全ての情報を正確かつ最新のものに保つものとします。

第35条（電子メールによる応答義務）

契約者は、常に当社からの電子メールが、連絡先メールアドレスに確実に到達しうるようにし、当社から依頼のあった場合には、それに対して遅滞なく応答をおこなうこととします。

2 当社は、契約者に対し、有益と思われるサービスやビジネスパートナーの商品・サービス等の情報を電子メールで送信することができるものとします。

第36条（利用基準の遵守）

契約者は、利用規約等に定める技術的条件その他の利用方法（以下「利用基準」といいます。）を遵守して、本サービスを利用するものとします。

第37条（端末機器利用にかかる契約者の義務）

契約者は、端末機器を電気通信事業法および電波法関係法令が定める技術基準（以下「技術基準」といいます）に適合するよう維持するものとします。

2 契約者は、端末機器について次の事項を遵守するものとします。

- (1) 端末機器を取り外し、変更し、分解し、もしくは損壊したまたはその設備に線条その他の導体等を接続しないこと、ただし、天災事変その他の事態に際して端末機器を保護する必要があるときはこの限りではありません。
- (2) 故意に接続回線に保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと
- (3) 端末機器に登録されている電気通信番号その他の情報を読み出し、変更または消去しないこと

第38条（禁止行為）

契約者は、本サービスの利用にあたり、次の行為を行わないものとします。

- (1) 法令に違反する、又はそのおそれのある行為、あるいはそれに類似する行為
- (2) 当社あるいは第三者を差別若しくは誹謗中傷し、又はその名誉、信用、プライバシー等の人格的権利を侵害する行為、又はそのおそれのある行為
- (3) 個人情報その他第三者に関する情報を偽りその他不正な手段を用い収集、取得する行為、あるいはそれに類似する行為
- (4) 個人情報を本人の同意なく違法に第三者に開示、提供する行為、又はそれに類似する行為。
- (5) 当社あるいは第三者の著作権、その他の知的財産権を侵害する行為、又はそのおそれのある行為。
- (6) 当社あるいは第三者の法的保護に値する一切の利益を侵害する行為、又はそのおそれのある行為。
- (7) 犯罪行為、犯罪行為をそそのかしたり容易にさせる行為、又はそれらのおそれのある行為。
- (8) 虚偽の情報を意図的に提供する行為、あるいはそれに類似する行為
- (9) 公職選挙法に違反する行為、又はそのおそれのある行為
- (10) 無限連鎖講（「ねずみ講」）あるいはそれに類似する行為、又はこれを勧誘する行為
- (11) わいせつ、児童売春、児童ポルノ、児童虐待にあたるコンテンツを発信、記録、保存する行為、及び児童の保護等に関する法律に違反する行為、あるいはそれに類似する行為
- (12) 風俗営業等の規制及び適正化に関する法律が規定する映像送信型性風俗特殊営業、あるいはそれに類似する行為
- (13) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律が規定するインターネット異性紹介事業、あるいはそれに類似する行為
- (14) 薬物犯罪、規制薬物等の濫用に結びつく、若しくは結びつくおそれの高い行為、未承認若しくは使用期限切れの医薬品等の広告を行う行為、又はインターネット上で販売等が禁止されている医薬品を販売等する行為、及びそれに類似する行為
- (15) 当社の本サービスの提供を妨害する行為、あるいはそのおそれのある行為
- (16) 第三者の通信に支障を与える方法あるいは態様で本サービスを利用する行為、あるいはそのおそれのある行為
- (17) 当社あるいは第三者の運用するコンピュータ、電気通信設備等に不正にアクセスする行為、クラッキ

ング行為、アタック行為、及び当社あるいは第三者の運用するコンピュータ、電気通信設備等に支障を与える方法あるいは態様で本サービスを利用する行為、及びそれらの行為を促進する情報掲載等の行為、あるいはそれに類似する行為

- (18) 無断で第三者に広告、宣伝若しくは勧誘の電子メール(特定電子メールを含むがそれに限定されない)を送信する行為。又は第三者が嫌悪感を抱く、若しくはそのおそれのある電子メール(「嫌がらせメール」、「迷惑メール」)を送信する行為、及びそれに類似する行為
- (19) コンピュータウイルス等他人の業務を妨害するあるいはそのおそれのあるコンピュータ・プログラムを本サービスを利用して使用したり、第三者に提供する行為、あるいはそのおそれのある行為
- (20) 第三者の通信環境を無断で国際電話あるいは有料サービス等の高額な通信サービスの利用に変更する行為、及び設定を変更させるコンピュータ・プログラムを配布する行為
- (21) 本サービスからアクセス可能な第三者の情報を改竄し、又は消去する行為
- (22) 他人の ID あるいはパスワードを不正に使用する行為、あるいはそれに類似する行為
- (23) 故意に多数の不完了呼(通信の相手先に応答前に発信を取りやめることをいいます)を発生させ、または連続的に多数の呼を発生させるなど、通信のふくそうを生じさせるおそれのある行為
- (24) 第三者または当社に迷惑・不利益を及ぼす行為、故意に通話を保留したまま放置するなど本サービスに支障をきたすおそれのある行為、本サービスの運営を妨げる行為
- (25) 本サービスの利用において、本人の同意を得ることなく不特定多数の第三者に対し、自動電話ダイヤリングシステムを用いまたは合成音声もしくは録音音声等を用いて、商業的宣伝や勧誘などの通信を行う行為または商業的宣伝や勧誘などを目的とした回線への発信を誘導する行為
- (27) 本サービスの利用において、自動電話ダイヤリングシステムを用いまたは合成音声もしくは録音音声等を用いて、第三者が嫌悪感を抱くまたはその恐れのある通信をする行為
- (28) インターネット接続制限機能を使用しない状態で未成年に本サービスを利用させる行為
- (29) その他、他人の法的利益を侵害したり、公序良俗に反する方法あるいは態様で本サービスを利用する行為

2 前項に規定する行為には、当該行為を行っているサイトへリンクを張る等、当該行為を誘引する、又は結果として同等となる行為を含みます。

3 第1項第12号及び第13号については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律又はインターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律の定めに従い、適正に事業運営されていることを、当社が確認できたものについては、第1項の規定適用から除外し、特別に本サービスの利用を認める場合があります。ただし、その後、第1項で定める禁止行為を行った場合や不適正な事業運営であると当社が判断した場合は、第43条(利用停止)に定めるサービスの提供の停止を含む措置を行うことができます。

4 契約者が第1項で規定する禁止行為に該当する行為を行っているとき当社で判断した場合、当社は、第43条(利用停止)に定める措置を行うほか、契約者の違反行為に対しての苦情対応に要した稼働等の費用、及び当社が契約者の違反行為により被る損害費用等を契約者に請求することができるものとします。

第6章 サービスの制限

第39条 (非常時の利用の制限)

当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるときは、本サービスを制限し、又は提供を中止することができるものとします。

第40条 (サービスの制限等)

当社は、第39条(非常時の利用の制限)の規定による場合のほか、大量の通信の発生が予測される時、又は本サービスの品質が当社の定める基準を下回ったときには、通信速度の制限を行うなど合理的な範囲で本サービスの利用を制限することができるものとします。

2 当社は、特定の利用契約における一定期間内の通信量や通信時間が当社の定める基準を超えるときは、その通信を制限し、又は切断することができるものとします。

3 当社は、利用者間の利用の公平を確保し、本サービスを円滑に提供するために、動画再生、ファイル転送その他帯域を継続的かつ大量に占有する通信に対して通信速度を制限するなど本サービスの利用を制限することができるものとします。

4 当社は、本サービスの利用に伴い契約者が当社の設備に記録、管理する情報(以下「契約者管理データ等」といいます。)が、当社の定める所定の基準を超えた場合は、契約者に対し、何らの通知なく、契約者管理データ等を削除し、又は契約者管理データ等の利用を停止することができるものとします。

5 当社は、当社の設備に不正アクセス、クラッキング、アタック等の行為が行われていると疑われるときには、当該行為の発信元、経由地など関連すると推定される特定の IP アドレス、国・地域等からのアクセスを制限し、又は一時的利用を中止することができるものとします。

6 前各号の他、携帯電話事業者の提供する電気通信サービスの契約約款の規定もしくは携帯電話事業者又は

卸元事業者と当社との間で締結される契約の規定に基づき、携帯電話事業者又は卸元事業者により本サービスの利用が制限されることがあります。

7 当社および携帯電話事業者又は卸元事業者は、本条に規定するサービスの制限等のため、契約者の本サービスの利用に関する情報（契約者が登録した情報、管理する情報および当社又は携帯電話事業者、卸元事業者の設備に対するアクセス状況を含みます。）の収集、分析及び蓄積を行うことができるものとします。

第41条（児童ポルノ画像のブロック/違法・有害情報利用の制限等）

当社は、インターネット上の児童ポルノの流通による被害児童の権利侵害の拡大を防止するために、当社又は児童ポルノアドレスリスト作成管理団体が児童の権利を著しく侵害すると判断した児童ポルノ画像及び映像について、事前に通知することなく、契約者の接続先サイト等を把握した上で、当該画像及び映像を閲覧できない状況に置くことができるものとします。

2 当社は、前項の措置に伴い必要な限度で、当該画像及び映像の流通と直接関係のない情報についても 閲覧できない状態に置くことができるものとします。

3 当社は、アクセスしただけでマルウェア（不正かつ有害な動作を行う、悪意を持ったソフトウェア）に感染させる可能性の高いウェブサイト（以下「マルウェア配布サイト」といいます。）に関して、当社設備で必要な範囲で通信（アクセス先 IP アドレス又は URL 又は宛先 FQDN）を検知し、当社が指定する悪性サイトリスト作成管理団体から提供される悪性サイトリストに基づき、（コンピュータ通信網サービス）契約者がアクセスしようとするウェブサイトが、マルウェア配布サイトである場合には、その接続要求に対して、その通信を一時停止し、注意喚起を行うため、当該通信の制限をすることがあります。ただし、当該制限等は、契約者が当社所定の手続により設定変更を申し出た場合は中止できるものとします。

4 当社は、外部から侵入して乗っ取ったコンピュータを多数利用したサイバー攻撃により、コンピュータ群に指令を送って制御するサーバコンピュータ（以下「C&C サーバ等」といいます。）へのアクセスに係る通信に関して、当社設備で必要な範囲で通信（アクセス先 IP アドレス又は URL 又は宛先 FQDN）を検知し、当社が指定する C&C サーバ等リスト作成管理団体から提供される C&C サーバ等リストに基づき、（コンピュータ通信網サービス）契約者が、インターネット上のサーバに対するアクセス要求をした際に、C&C サーバ等とアクセスしようとする場合には、そのアクセスを遮断し、当該通信の制限をすることができるとします。

5 本条の規定は、当社が児童ポルノに係る情報、不正利用、サイバー攻撃等を完全に遮断することを意味するものではありません。

第42条（提供中止）

当社は、次の場合には、本サービスの一部又は全部の提供を中止することができるものとします。

- (1) 当社の設備の保守又は工事のためやむを得ないとき
- (2) 当社又は他の電気通信事業者等の設備の障害等の発生又はその防止のためにやむを得ないとき
- (3) 当社の設備に不正アクセス、クラッキング、アタック等の行為があったとき、又は、これらの行為が行われていると疑われるとき。
- (4) 被接続サービスにおいてサービスの制限がされているとき

2 本サービスの提供を中止するときは、当社は契約者にその旨を別途定める方法で事前に通知又は周知します。ただし、緊急やむを得ないときはこの限りではありません。

第43条（利用停止）

当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当するときは、本サービスの全部又は一部の利用を停止することができるものとします。

- (1) 利用契約上の債務を履行しなかったとき
- (2) 第4章契約者の義務の規定その他利用規約等に定める契約者の義務に違反したとき
- (3) 当社が提供するサービスの利用に関し、直接又は間接に当社又は第三者に対し過大な負荷又は重大な支障（設備やデータ等の損壊を含むがそれに限定されない）を与えたとき
- (4) 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律に関する申告があり、その申告が妥当であると当社が判断する相当の理由があるとき
- (5) 収納代行会社又は金融機関等により契約者が指定したクレジットカード、指定口座等が使用することができなくなったとき
- (6) 契約者と料金支払者が異なる場合において、料金支払者より料金の支払停止の通告があり、契約者がそれに替わる料金支払方法を当社の定める期間内に届け出ないとき
- (7) 当社が提供する他のサービスにて、利用規約違反があったとき
- (8) 当社に対する金銭債務に関し、当社の催促にもかかわらず支払いがないとき
- (9) 利用契約上の債務の履行を怠ると考えられる明白な理由があるとき
- (10) 携帯電話不正利用防止法第9条で定める契約者確認に応じないとき
- (11) 第29条（切替）第2項に定める切替後のSIMカードを受領しなかったとき
- (12) 第13条（自営端末機器）の規定に違反し、SIMカードを技術基準に適合しない自営端末機器で利用したとき
- (13) 本サービスに自営端末機器を当社の承諾を得ずに接続したとき
- (14) 本サービスに接続されている自営端末機器に異常がある場合等、本サービスその他の電気通信サービス

スの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだとき又はその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末機器の利用を取りやめなかったとき

(15) 当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備等に著しい支障を及ぼし又は及ぼすおそれがある行為をしたとき

(16) その他、当社が不適切と判断するとき

2 前項による本サービスの提供の停止又は制限の解除には、数日要する必要があることを契約者は、あらかじめ承諾するものとします。

3 当社は、契約者が第1項各号に該当したときは、第1項の措置に加え、契約者管理データ等を削除し、又は契約者管理データ等の利用を停止することができるものとします。

4 当社は、本条の規定による措置を行ったときは、契約者に対してその旨を連絡先メールアドレスに通知するものとします。ただし、本通知が契約者に到達しない場合でも本条の措置に何ら影響を与えないものとします。

第44条（免責）

当社は、本章に定めるサービスの制限の実施について、他に定めがある場合を除き、契約者に対し責任を負いません。

第7章 料金等

第45条（料金）

本サービスの料金及び利用契約上の手続きに関する手数料、工事費（以下併せて「料金」といいます。）は、別紙3料金表または被接続サービス利用規約等に定めるとおりとします。

2 当社は、キャンペーン等の特典として、一時的に料金等を変更することができるものとします。キャンペーン等での特典適用の条件は、該当キャンペーンサイト等、当社が特典内容を公開する媒体への記載のとおりとします。

第46条（料金等の支払義務）

契約者は、その利用契約に基づいて当社がサービスの提供を開始した日（付加機能についてはその提供を開始した日）から起算して、契約の解除があった日（付加機能についてはその廃止があった日）の前日までの期間（提供を開始した日と解除又は廃止があった日が同一の日である場合は、1日間とします。）について、第45条（料金）に定める料金を支払う義務を負います。

2 初期費用、手数料は、利用開始の有無に係わらず、利用契約が成立又は利用契約上の手続きをした時点で、支払義務が発生します。

3 月額料金は、利用開始日から利用契約の終了日までの期間について、支払義務が発生します。

4 第43条（利用停止）の規定により本サービスの提供が停止された場合であっても本サービスの料金の算出については、当該サービスの提供があったものとみなします。また、当社は既に支払われた本サービスの料金等を一切払い戻す義務を負いません。

5 第43条（利用停止）の規定以外の事由により本サービスの提供が中止された場合であっても、本サービスを全く利用できない状態（全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下本条において同じ）が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときには、そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのサービスについての料金は、支払を要しません。

6 第22条（契約の成立）第3項の規定により、当社が契約の承諾を取り消した場合であっても、その取り消しまでの期間における契約が成立した場合と同額の損害金を、当社は利用申込者に対して請求できるものとします。損害金の請求の手続は料金等の請求の手続と同様とします。

7 契約者の申請を当社が承諾し、利用規約等に定める範囲外の作業を行った場合、契約者は当社の請求する特別料金を支払うものとします。当社は当該作業について特別料金が必要となる場合は、契約者に対してその旨を事前に通知します。

第47条（工事費の支払義務）

契約者は、契約申込又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、別紙3及び被接続サービス利用規約等に規定する工事費の支払いを要します。

ただし、工事の着手前にその契約の解除又はその工事の請求の取消し（以下この条において「解除等」といいます。）があった場合は、この限りではありません。

2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者はその工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担するものとします。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

第48条（料金等の計算方法）

料金の計算方法は、次に各号その他利用規約に定めのある場合を除き、被接続サービス利用規約等に定めるところによります。

- (1) 利用開始日が暦月の初日以外の日であった場合、翌月分より月額費用を請求することとします。
- (2) 契約の解除の日が、第 18 条に規定する最低利用期間の経過後であり、かつ暦月の初日以外の日であった場合は、該当月分について月額料金を請求します。
- (3) 品目の変更の日が、第 18 条に規定する最低利用期間の経過後であり、かつ暦月の初日以外の日であった場合は、該当月分について変更前の月額料金を請求します。

第49条 (他の電気通信事業者の電気通信サービスに関する料金等の回収代行)

当社は、契約者から申出があったときは、次の場合に限り、他の電気通信事業者（当社が別に定める電気通信事業者に限ります。以下この条において同じとします。）の契約約款等の規定により他の電気通信事業がその契約者に請求することとした電気通信サービスの料金又は工事に関する費用について、他の電気通信事業の代理人として、当社より請求し、回収する取扱いを行うことがあります。

- (1) その申出をした契約者が当社が請求する料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠っていないとき、又は怠るおそれがないとき
- (2) その契約者の申出について他の電気通信事業が承諾するとき
- (3) その他当社の業務の遂行上支障がないとき。

2 前項の規定により、当社が請求した料金又は工事に関する費用について、その契約者が当社が定める支払期日を経過してもなお支払わないときは、当社は、前項に規定する取扱いを廃止できるものとします。

第50条 (料金等の支払方法)

契約者は、料金等を被接続サービス契約の料金等と併せて支払うものとします。

2 本サービス単独での提供の場合、契約者は、料金等を次の各号の中から契約者が申請し、当社が承諾した方法により、当社又は金融機関等（クレジットカード会社や収納代行業者等を含む、以下同じ）が指定する期日に支払うものとします。

- (1) 口座振替
- (2) 請求書払

3 支払いに関する細部条項は契約者と金融機関等との契約条項によります。また、契約者と金融機関等の間で紛争が発生した場合は、当該当事者双方で解決するものとし、当社は責任を負いません。

4 当社は、第 1 項により定められた支払方法で料金等の請求ができない場合、請求書その他任意の方法で契約者住所（法人の場合登記上の住所を含む）、連絡先メールアドレス等に料金等を請求できるものとし、契約者は当該請求に従い料金等を支払うものとします。この場合、当社は、当該請求に要した費用を契約者に請求できるものとします。

第51条 (割増金)

当社は、契約者が料金等その他利用契約に係る債務の支払いを不法に免れたときは、その免れた額に加え、その免れた額と同額を割増金として請求することができるものとし、契約者は当社が指定する期日までにこれを支払うものとします。

第52条 (延滞損害金)

当社は、契約者が料金その他の利用契約に係る債務について支払い期日を経過してもなお支払いがないときは、支払い期日の翌日から支払いの日の前日までの日数に対する年 14.5%の割合で計算して得た額を延滞損害金として請求できるものとし、契約者は当社が指定する期日までにこれを支払うものとします。

第53条 (割増金等の支払方法)

第 51 条（割増金）及び第 52 条（延滞損害金）に定める割増金、延滞損害金の支払いについては、当社が指定する方法により支払うものとします。

第54条 (消費税等)

契約者が当社に対し利用契約に係る債務を支払う場合に消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額が賦課されるものとされているときは、契約者は当社に対し当該債務を支払う際に、これに対する消費税及び地方消費税相当額を併せて支払うものとします。

第55条 (端数処理)

当社は料金その他の計算で、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

第56条 (入金案内業務の委託)

契約者は、料金等の当社が有する債権の入金案内業務を、当社が第三者に委託することを予め承諾するものとします。

第 8 章 データ・ソフトウェア等の取り扱い

第57条 (ソフトウェアの著作権等)

本サービスに伴い、契約者に提供されるソフトウェア及びその他の各種情報（以下「提供ソフトウェア等」といいます。）については、その著作権、ノウハウ等の知的所有権のすべてを当社又は当社にこれらの情報の利用を許諾した第三者が所有します。

2 契約者は、提供ソフトウェア等を本サービス利用の目的にのみ使用することができ、これ以外の目的での使用はできません。

第58条 (ソフトウェア等の管理)

契約者は提供ソフトウェア等について、次の条件を守るものとします。

- (1) 契約者は、提供ソフトウェア等を第三者に対し貸与、譲渡、使用許諾その他の処分をしないこと
- (2) 提供ソフトウェア等を善良な管理者の注意をもって管理すること
- (3) 提供ソフトウェア等の利用に関し、第57条(ソフトウェア等の著作権等)の規定を遵守すること

第59条 (データの取り扱い)

契約者管理データ等の滅失、毀損に備えた複製及び滅失、毀損時の復元は、契約者の責任と費用で行うものとします。

2 契約者管理データ等が、滅失、毀損し、又は当社の責によらない事由による漏洩や目的外の利用があったとしても、その結果発生する直接あるいは間接の損害について、当社は責任を負いません。

3 契約者管理データ等は、本サービスの仕様として契約者が確認、入手できるものを除き、当社から返却、提供することはありません。

4 契約者管理データ等の本サービスにおける知的財産権の利用について、その責任は契約者が負うものとし、当社は責任を負いません。また、契約者管理データ等における知的財産権の利用に関して、第三者から当社に損害賠償請求があった場合には、当該請求への対応に要した稼働等の費用、及び当社から第三者に対する損害賠償費用等を契約者に請求することができるものとします。

第60条 (データの利用)

当社は、設備の故障又は停止の復旧等の設備保全又は当社の提供するサービスの維持運営のため、契約者管理データ等を確認し、又は複写、複製、解析等の利用をすることができるものとします。ただし、本条の定めは、契約者管理データ等の復元を保証するものではありません。

2 当社は、契約者管理データ等を、前項その他本利用規約に明示された場合又は法律上認められる場合(正当防衛、緊急避難等を含む。)を除き、確認、利用その他の措置をし又は第三者に開示、提供しないものとします。

第61条 (データの消去)

当社は、利用契約が終了した場合、契約者管理データ等を消去し、また、契約者管理データ等の返却、提供には応じません。これらによる契約者の直接あるいは間接の損失、損害等に対して、当社は責任を負いません。

第9章 損害賠償

第62条 (責任の制限)

当社は、本サービスが正常に提供できなくなったときは、その復旧に努めるものとします。

2 本サービスに関連して当社が機器・ソフトウェア等を提供する場合の保証及び当該機器・ソフトウェア等を原因とする損害賠償については、当社が別途提供時に提示する範囲とし、それ以外には責任を負わないものとします。なお、特段の提示がない場合には、当該機器・ソフトウェア等を原因として本サービスが利用できないことに関して、当社は責任を負わないものとします。

3 当社が提供する機器・ソフトウェア等以外の機器・ソフトウェア等や電気通信サービス等の契約者が準備、調達する機器、ソフトウェア等、サービスが原因で本サービスが利用できないことに関して、当社は責任を負わないものとします。

4 前2項、その他別に定める場合を除き、当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのサービスが全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。)にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

5 前項の場合において、当社は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以降のその状態が連続した時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのサービスに係る利用料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

(1) 基本使用料、付加機能サービス料およびユニバーサルサービス料等の月額料

(2) 通信料、国際電話通話料、番号案内料等(本サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月の前6料金月の1日当たりの平均通信料(前6料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額)により算出する)。なお、当社が別に定める方法により算出した額は、原則として、本サービスを全く利用できない状態が生じた日より前の把握できる期間における1日当たりの平均通信料とする。

※国際アウトローミング利用料、最低利用期間型プランに係る解約金、手続きに関する料金、SIMカード損害金、事業者間精算に関する料金、及び当該時間未満の利用不能については、「本サービスにかかる料金」に該当しないものとします。

- 6 当社の故意又は重大な過失により本サービスの提供をしなかったときは、前2項の規定は適用しません。
- 7 本条の規定にかかわらず、提供事業者または卸元事業者が損害を賠償した場合には、その範囲において賠償します。

第63条 (免責)

第62条(責任の制限)の規定は、本サービスの提供に関して当社が契約者に負うすべての責任を規定したものとします。

2 本サービスはベストエフォート型のサービスであり、当社は、別に定めがある場合を除き、電気通信設備の状況や他の利用者の利用状況、接続回線の通信量の増大その他の事由により、提供中止、サービス遅延その他サービスの提供に関する不具合が発生しないことを保証せず、その結果発生する直接あるいは間接の損害について、第62条(責任の制限)に定める責任以外には、予見可能性の有無を問わず、法律上の責任及び明示又は黙示の保証責任を問わず、いかなる責任も負いません。

3 当社は、契約者その他いかなる者に対しても、本サービスを利用した結果について、商品性、特定目的への適合性、又は権利の非侵害性に関する黙示の保証を含む、すべての明示的又は黙示的な条件、表明及び保証をなさないものとします。

4 利用規約等に従って当社が行った行為について、当社は責任を負いません。

第11 雑則

第64条 (発信者番号通知)

当社は、移動無線装置からの通信については、その発信に係る電気通信番号を着信先へ通知します。ただし、次の通信については、この限りではありません。

(1) 通信の発信に先立ち、「184」をダイヤルして行う通信

(2) 契約者回線番号非通知(契約者の請求により、接続契約者回線等から行う通信について、その契約者回線番号を着信先の契約者回線等へ通知しないことをいいます。)の扱いを受けている接続契約者回線等から行う通信(通信の発信に先立ち、「186」をダイヤルして行う通信を除きます。)

(3) その他提供事業者が別に定める通信

2 前項の規定により、その電気通信番号を着信先へ通知しない扱いとした通信については、着信先の回線等が付加機能として発信電話番号通知要請機能を利用している場合はその通信が制限されます。

3 当社は、前2項にかかわらず、電気通信番号規則第11条に規定する緊急通報に関する電気通信番号をダイヤルして通信を行う場合は、その契約者の電気通信番号等を、その着信先の機関へ通知することがあります。ただし、通信の発信に先立ち「184」をダイヤルして行う通信については、この限りではありません。

4 当社は、前3項の規定により、電気通信番号等を着信先の契約者回線等へ通知する又は通知しないことに伴い発生する損害については、本規約中の責任の制限の規定に該当する場合に限り、その規定により責任を負います。

5 契約者は、本条の規定等により通知を受けた電気通信番号等の利用に当たっては、総務省の定める「発信者情報通知サービスの利用における発信者個人情報の保護に関するガイドライン」を尊重するものとします。

第65条 (位置情報の送出)

携帯電話事業者がワイヤレスデータ通信に係る当社との間に設置した接続点と契約者回線との間の通信中にその当社に係る電気通信設備から携帯電話事業者が別に定める方法により位置情報(その契約者回線に接続されている移動無線装置の所在に係る情報をいいます。以下この条において同じとします)の要求があったときは、契約者があらかじめ当社への位置情報の送出に係る設定を行った場合に限り、その接続点へ位置情報を送出することを、契約者は、あらかじめ承諾するものとします。

2 前項の規定によるほか、緊急通報において電気通信番号を通知したときは、位置情報(弊社の要求に基づき移動無線装置において測定された位置に関する情報を含みます。以下、この条において同じとします)を、携帯電話事業者がその緊急通報に係る機関へ送出することを、契約者は、あらかじめ承諾するものとします。ただし、緊急通報に係る機関で、その情報を受信できないときは、この限りではありません。

3 当社は、前2項の規定により送出された位置情報に起因する損害については、その原因の如何によらず、一切の責任を負わないものとします。

第66条 (国際アウトローミングの利用等)

契約者は、本サービスにおいて、国際アウトローミングを利用することができます。

2 契約者は、前項の規定により国際アウトローミングを利用したとき(契約者以外の者が契約者回線を利用したときを含みます)は、提供契約に定める国際アウトローミング利用料の支払を要します。この場合において、国際アウトローミング利用料の算定に係る通信時間、情報量または通信回数は、その国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者または卸元事業者もしくは携帯電話事業者、当社の機器により測定します。

3 外国の電気通信事業者が定める国際アウトローミングの営業区域内であっても、屋内、山間部等電波が伝わりにくいところでは、通信を行うことができない場合があります。

4 第1項の規定にかかわらず、利用停止等により本サービスを利用できないとき、または電気通信設備の保

守上若しくは工事上やむを得ないときは、国際アウトローミングを利用することができない場合があります。5 前項の規定によるほか、国際アウトローミングの利用については、外国の法令または外国の電気通信事業者が定める契約約款等により制限されることがあります。

6 当社は、契約者が支払うべき国際アウトローミングに係る料金の1の料金月における累計額（当社がその料金月において確認できた国際アウトローミングの利用に係る額とし、既に当社に支払われた額を除きます。以下この条において「月間利用額」といいます）について、限度額（以下この条において「利用停止目安額」といいます）を設定します。

7 当社は、国際アウトローミングに係る月間利用額が利用停止目安額を超えたことを当社が確認したときから、当該料金月の末日までの間、国際アウトローミングの利用を停止します。

8 当社は、前2項の規定によるほか、特定の24時間における国際アウトローミングの利用に係る額が利用停止目安額を超えたときを当社が確認したときは、契約者から再利用の請求があるまでの間、国際アウトローミングの利用を停止する場合があります。

9 契約者は、利用停止目安額を超えた部分の国際アウトローミング利用料の支払を要します。

10 当社は、国際アウトローミングを利用できなかったことに伴い発生する損害額については、第9章（損害賠償）の規定に該当する場合に限り、その規定（損害賠償額の算定にあたっては、通信料に関する部分を除きます）により責任を負うものとし、その他の損害については一切の責任を負いません。

第67条（契約者等の氏名の通知等）

契約者は、番号ポータビリティに係る電気通信事業者から請求があったときは、当社がその契約者の氏名、住所及び電気通信番号および生年月日等を当社が通知する場合があることについて、同意するものとします。

第68条（時報サービスおよび天気予報サービス）

当社は、次により時報サービスおよび天気予報サービスをボイスモードにて提供します。

区 別	内 容	電話番号
時報サービス	日本中央標準時に準拠した時刻を通知するサービス	117
天気予報サービス	気象庁が作成した気象、地象又は水象に関する気象情報を通知するサービス	177

2. 前項のサービスは、1つの通信について、時報を聞くことができる状態にした時刻から起算し、6分経過後9分までの間において、その通信を打ち切ります。

3. 第1項に定めるサービスの利用にかかる通信の料金については、料金表に定める加入電話等契約への通信を行った場合の音声通信料を適用します。

第69条（電報サービスの利用）

契約者は、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社の契約約款の規定に基づく電報サービスを利用することができます。

2. 契約者は前項の規定により電報を利用した場合（電報サービスの利用にかかる料金等をクレジットカードにより支払うことを条件に利用した場合を除きます。）に生じた電報サービスに係る債権を当社が譲受け、その債権額を料金に合算して請求することを承認していただきます。この場合契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

3. 前項の規定により当社が譲り受けた債権については、第7章料金等の規定に準じて取り扱います。

4. 契約者は、契約者以外の者がその契約者回線から利用した電報サービスに係る料金についても支払を要するものとし、その利用により生じた債権については前3項の規定に準じて取り扱います。

第70条（相互接続番号案内）

契約者は、本サービスから東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社（以下「番号案内事業者」といいます。）が提供する電話番号等の案内を利用することができます。

2. 前項に定める電話番号案内の利用にかかる料金は、料金表に定める番号案内料および通信料の支払を要します。

第71条（第三者利用）

契約者は、本サービスを利用して第三者にサービスを提供する等、第三者に本サービスの一部又は全部を利用させる場合には、自己の責任で利用させるものとし、当該利用に関して、当社を免責しなければならないものとし、

2 前項の場合に、契約者は、契約者が本サービスを利用させた第三者（以下「サービス利用者」といいます。）に対して、本利用規約第4章その他利用規約等に定める契約者の義務を遵守させなければならないが、当該第三者が本利用規約第4章その他利用規約等に定める契約者の義務に違反した場合は、契約者が違反したものとみなして、当社は利用停止等の措置を取ることができるものとします。

3 第1項の場合に、契約者は、サービス利用者に対し、当社を免責し、当社への苦情、クレーム等の防止について明確な措置を行うと共に、第三者より損害賠償等があった場合には、一切の折衝と賠償の責を負うものとし、

4 前項に係らず、第三者から当社に損害賠償請求があった場合には、当該請求への対応に要した稼働等の費用、及び当社から第三者に対する損害賠償費用等を契約者に請求することができるものとします。

第72条（利用責任）

本サービスの利用に関連して、契約者が他の契約者若しくは第三者に対して損害を与えた場合、又は契約者が他の契約者若しくは第三者と紛争を生じた場合、契約者は自己の費用と責任で解決するものとし、当社に何らの迷惑又は損害を与えないものとし、

2 契約者が、本サービスを利用することにより、第三者に損害を与え、そのことにより当社が損害を被った場合には、契約者は、当社に対しその損害を賠償するものとし、

第73条 (お客さま情報の保護)

当社は、本サービスの提供に関連し、契約者から当社に提供された個人情報及び技術上・営業上又はその他の業務上の情報（以下「お客さま情報」といいます。）を、当社が別に定め公表する「個人情報保護方針」に記載された利用目的のほか契約者に同意を得た範囲内でのみ利用するものとし、

2 当社は、お客さま情報を、個人情報と同等の安全管理措置を講じて保護するものとし、

3 当社は、お客さま情報を、個人情報保護方針若しくは本利用規約に定められた場合又は法律上開示が認められる場合（正当防衛、緊急避難等を含む。）を除き、第三者に開示、提供しないものとし、

4 当社が本条に違反し契約者に損害を与えたときは、当社は契約者に対しその損害を賠償するものとし、

5 本条の定めは、当社が契約者に対して負うお客様情報の保護に関する義務のすべてであり、契約者と当社の間で締結された他の契約に定められた情報管理に関する規定はお客さま情報には適用されないものとし、

第74条 (通信の秘密の非開示)

当社は、当社設備に対するアクセス状況その他当社が保有する個別の通信を特定する可能性のある記録等の「通信の秘密」については、法律上開示が認められる場合（正当防衛、緊急避難等を含む。）を除き、契約者を含むいかなる者に対しても、開示、提供しないものとし、これにより発生する直接あるいは間接の損害について、当社は責任を負いません。

第75条 (準拠法・管轄裁判所)

利用規約等の適用の有無を含め利用規約から生じる一切の紛争は日本法を適用して解決するものとし、東京地方裁判所を唯一の第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第76条 (分離可能性)

利用規約等のいずれかの規定について、法令等又は裁判などにより違法、無効又は不能とされたとしても、それ以外の規定は、継続して完全に効力を有するものとし、

付則

この利用規約は、2021年4月6日から改定実施します。

別紙 1

■モバイル接続サービス利用規約用語定義

用語	用語の意味
携帯電話事業者	本サービスに関して、その基となる電気通信役務を提供する電気通信事業者をいう。現在の携帯電話事業者は、株式会社 NTT ドコモである。又、本サービスのうち、音声通話機能（一部を除く）については、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社より提供される。
卸元事業者	当社と本サービスに関する卸携帯電話サービス提供契約を締結している電気通信事業者をいう。現在の卸元事業者は、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社である。
本 SIM カード	個別サービス契約に基づき貸与される、本サービスの提供に必要な、電気通信番号その他の情報を記憶することのできるカードをいう。
付加機能サービス	別表 1 に定める付加機能サービスをいう。
契約者回線	本サービスにかかる契約に基づいて、契約者が利用する電気通信回線をいう。
端末機器	端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成 16 年総務省令第 15 号）で定める種類の端末機器をいう。
自営端末機器	契約者が本 SIM カードを利用するため自ら用意する端末機器をいう。
協定事業者	当社、卸元事業者が相互接続協定その他の契約を結んだ電気通信事業者をいう。
国際電気通信事業者等	携帯電話事業者との間で相互接続協定を締結し、国際電話サービス等を提供する事業者をいう。

■卸携帯電話約款一覧

携帯電話事業者	卸携帯電話約款
株式会社 NTT ドコモ	FOMA サービス契約約款 Xi サービス契約約款 国際電話サービス契約約款
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	モバイルアクセスサービス契約約款 電話等サービス契約約款 IP 通信網サービス契約約款

別紙2（サービスメニューの種類）

本サービスで提供されるメニューの種類は次のとおりとなります。

名称	内容
データ通信 SIM カード	データモード専用の SIM カードです。本 SIM カードではショートメッセージ通信モードおよびボイスモードでの利用はできません。
SMS 機能付き SIM カード	データモードおよびショートメッセージ通信モードに対応した SIM カードです。本 SIM カードではボイスモードでの利用はできません。
音声通話機能付き SIM カード	データモードおよびショートメッセージ通信モード、ボイスモードに対応した SIM カードです。

契約者が利用できるサービスメニューは被接続サービスの利用規約で指定するものとします。

別紙3（料金表）

1. メニュー

本サービスで提供されるメニューの料金は次のとおりとなります。

サービスメニュー	料金	備考	最低利用期間
データ通信 SIM カード	0 円/月額	3G/LTE 回線を提供	なし
SMS 機能付き SIM カード	100 円(税込 110 円)/月額 (LTE) 200 円(税込 220 円)/月額 (3G)	3G/LTE 回線を提供	なし
音声通話機能付き SIM カード	700 円(税込 770 円)/月額	LTE 回線を提供	6 か月

2. 付加機能

本サービスのうち、音声通話機能付き SIM カードで提供される付加機能の料金は次のとおりとなります。

品目	料金	備考	最低利用期間
留守番電話及び不在案内機能	300 円(税込 330 円)/月額		なし
通信中着信機能(キャッチホン)	200 円(税込 220 円)/月額		なし

3. 通話料（税別）

品目	料金
	(株式会社ドコモが定める FOMA サービス契約約款、Xi サービス契約約款および国際電話サービス契約約款において定められた各項目の料金と同額とします)
国内通話	通話モードに係る料金及び 64kb/s デジタル通信モードに係る料金として定められた額
国際通話	国際通話料として定められた額（非課税）
国際アウトローミング	国際アウトローミング利用料として定められた額（非課税）

4. ショートメッセージ送信料（着信は無料）（税別）

品目	国内から国内への送信	国内から海外への送信	海外からの送信（注1）
ショートメッセージ送信料	3 円(税込 3.3 円)（課税対象）	50 円（非課税）	100 円（非課税）

注1）別途国際ローミング特約の締結が必要です。

5. 事務手数料

本サービスに係る事務手数料は以下のとおりとなります。

品目	事務手数料	備考
SIM カード発行手数料	394 円（税込 433 円）/1SIM	
付加機能申込・変更手数料	3,000 円（税込 3,300 円）/1 申込	複数の付加機能を申し込む場合でも 1 申込と数えます。
番号ポータビリティ転入手数料	0 円/1 契約	
番号ポータビリティ転出手数料	0 円/1 契約	
SIM カード形状変更	3,000 円（税込）	

	3,300 円)/1SIM	
SIM カード再発行	3,000 円 (税 込 3,300 円)/1SIM	

6. 損害金

本サービスで貸与する SIM カードを紛失（盗難による場合を含む）、破損、滅失してしまった場合、SIM カード再発行事務手数料を損害金として請求するものとします。

別表 1 付加機能サービス

種 類	提供条件
<p>1 通信中着信機能（キャッチホン）</p> <p>通信中に他から着信があることを知らせ、その契約者回線に接続されている端末設備のボタン操作により、現に通信中の通信（通話モードによるものに限る。以下この欄において同じとする）を保留し、次の通信を行うことができるようにする機能をいう。</p> <p>(1) 他の契約者回線からの着信に应答して通信を行った後、再び保留中の通信を行うこと。</p> <p>(2) 他の契約者回線等へ接続して通信を行った後、再び保留中の通信を行うこと。</p>	
<p>2 自動着信転送機能（転送でんわ）</p> <p>その契約者回線に着信する通信（通話モード又は 64kb/s デジタル通信モードによるものに限る。以下この欄において同じとする）を、あらかじめ指定された他の契約者回線等に、自動的に転送する機能をいう。</p>	<p>(1) 通信時間は、この機能により転送される通信の相手（以下「転送先」という）に接続して通信できる状態にした時刻に、発信者の契約者回線とこの機能を利用している契約者回線との通信及びその契約者回線と転送先との通信ができる状態にしたものとして測定する。</p> <p>(2) この機能により転送される通信の料金については、この機能を利用している契約者が支払いを要するものとする。</p> <p>(3) この機能を利用する場合において、転送が2回以上にわたる等通常と異なる利用態様となるときは、通信品質を保証できないことがあることを契約者はあらかじめ承諾するものとする。</p> <p>(4) この機能に係る転送先の利用者のために契約者から、その転送される通信について間違い通信のため、その転送が行われないようにしてほしい旨の申出がある場合であって当社が必要と認めるときは、その転送を中止できるものとする。</p> <p>(5) この機能により一定時間内にその契約者回線から転送される通信の回数は、携帯電話事業者が定める数以内とする。</p> <p>(6) この機能を利用している契約者回線への通信又はこの機能により転送される通信については、電波が伝わりにくい等のため、契約者回線に接続されている移動無線装置が在圏する地域を取扱所交換設備で確認できないときは、その直前に確認できた地域に在圏するものとみなして取り扱う。</p>
<p>3 留守番電話及び不在案内機能</p> <p>その契約者回線に着信した通信（通話モードによる通信又は 64kb/s デジタル通信モードによる通信（3G-324M の通信プロトコルにより映像等の伝送交換を行うための通信として取り扱うものに限る）に限る）のメッセージの蓄積及び蓄積したメッセージの再生又はその契約者回線に着信した通信（通話モードによるものに限る）に対し、あらかじめ登録したメッセージにより不在等を案内する機能をいう。</p>	<p>(1) 蓄積したメッセージは、携帯電話事業者が別に定める時間が経過した後、消去されるものとする。</p> <p>(2) この機能の利用の中止等があったときは、既に蓄積されているメッセージが消去されることがあり、この場合、消去されたメッセージの復元はできないことを契約者はあらかじめ承諾するものとする。</p> <p>(3) 64kb/s デジタル通信モードに係るメッセージの蓄積は、本サービスの契約者回線又は携帯電話事業者が別に定める協定事業者が提供する電気通信サービスの契約者回線からの通信（携帯電話事業者が別に定める場合を除く）に限り、行うことができる。</p> <p>(4) 64kb/s デジタル通信モードに係るメッセージの蓄積は、この機能の提供を受けている本 SIM カードを装着した移動無線装置に係る在圏地域（在圏地域が確認できないときは、直前に確認できた在圏地域）が、国際アウトローミングに係る営業区域内である場合は、行うことができないものとする。</p>

	<p>(5) メッセージの再生等携帯電話事業者が別に定める機能の利用のために行った通信（携帯電話事業者が別に定める協定事業者が提供する電気通信サービスの契約者回線等からの通信を含む）に係る料金は、この機能を利用している利用者のために契約者が支払うものとする。この場合において、その通信が協定事業者が提供する電気通信サービスの契約者回線又は公衆電話の電話機等からの通信であるときは、その通信に関する料金は、当社が請求するものとし、料金に関するその他の取扱いについては、この契約に定めるところによる。</p> <p>(6) メッセージの再生等携帯電話事業者が別に定める機能の利用のために、その機能の提供を受けている本サービスの契約者回線から行った通信の料金は、その通信を携帯電話事業者が別に定める協定事業者が提供する電気通信サービスの契約者回線への通信とみなして適用する。</p> <p>(7) この機能を利用している契約者回線への通信については、電波が伝わりにくい等のため、契約者回線に接続されている移動無線装置が在圏する地域を当社が確認できないときは、その直前に確認できた地域に在圏するものとみなして取り扱う。</p> <p>(8) 蓄積できるメッセージの数、1のメッセージの蓄積時間その他の提供条件については、携帯電話事業者が別に定めるところによる。</p>
<p>4 迷惑電話おことわり機能（迷惑電話ストップサービス）</p> <p>携帯電話事業者又は協定事業者が提供する電気通信サービスの契約者回線又は公衆電話の電話機等（携帯電話事業者が別に定めるものに限る）の電気通信番号等を登録することにより、登録された電気通信番号等からの以後の着信（通話モード又は64kb/s デジタル通信モードによるものに限る。以下この欄において同じとする）に対しておことわりする旨の案内を自動的に行う又は切断を行う機能をいう。</p>	<p>(1) 契約者が登録できる電気通信番号等の数は、携帯電話事業者が別に定める数以内とする。</p> <p>(2) (1)に規定する数を超過して登録しようとするときは、登録されている電気通信番号等のうち、最初に登録されたものから順に消去して登録されるものとする。</p> <p>(3) 当社は、現に登録されている電気通信番号等からの着信に対しておことわりする旨を案内する場合、着信した時刻から携帯電話事業者が別に定める時間が経過した後、その通信を打ち切るものとする。</p> <p>(4) (3)に規定する通信に関する料金は、契約者が、支払うものとする。</p> <p>(5) 当社は、当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないときは、現に登録されている電気通信番号等を消去することができる。</p> <p>(6) 当社は、現に登録されている電気通信番号等からの着信に対しておことわりする旨の案内を行うこと又は切断を行うことに伴い発生する損害については、責任を負わない。</p> <p>(7) 電気通信番号等の登録方法その他の提供条件については、携帯電話事業者が別に定めるところによる。</p>
<p>5 国際ローミング機能</p> <p>SIMカードを装着した移動無線装置が、国際アウトローミングに係る営業区域に在圏していることを確認し、その契約者回線に着信（通話モード、64kb/s デジタル通信モード、又はショートメッセージ通信モードによるものに限る）があった場合には、その通信をその国際アウトローミングに係る電気通信回線へ転送する機能をいう。</p>	<p>(1) 国際アウトローミングに係る電気通信回線への転送は、当社が提供する国際電話サービスを利用して行う。</p> <p>(2) この機能の利用に係る通信の料金については、発信者の契約者回線からこの機能を利用している本サービスの契約者回線への通信（当社がその直前に確認できた日本国内の地域に在圏するものとみなして取り扱う）と、その契約者回線から当社が提供する国際電話サービスを利用して行った国際アウトローミングに係る電気通信回線への通信があったものとみなして取り扱う。</p>

以上